



土建第 2535 号
平成 25 年 1 月 22 日

社団法人
沖縄県建築士事務所協会会長 殿

沖縄県土木建築部長



「沖縄県民間住宅耐震診断・改修等補助制度」の創設について（周知依頼）

平素は、本県の建築物耐震対策にご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、沖縄県では、平成 24 年 10 月に民間住宅の耐震診断等に係る補助制度（概要は別紙参照）を創設しました。

本補助制度は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された RC 造住宅（共同住宅、兼用住宅含む）の耐震化を促進するため、一括交付金を活用した 3 年間のモデル事業として認められたものです。

平成 24 年度は、那覇市、浦添市、うるま市にて耐震診断補助を実施しておりますので、同市内の戸建て住宅及び共同住宅等の所有者等で耐震診断を予定している方はぜひご活用いただきますよう、貴団体会員への周知についてご協力よろしく願いいたします。

なお、本補助事業に係る「沖縄県耐震技術者名簿」については、沖縄県建築指導課及び特定非営利活動法人沖縄県建築設計サポートセンターのホームページにて公開していますのでご活用ください。

沖縄県土木建築部建築指導課指導班 大城
TEL098-866-2413 FAX098-866-3557
E-mail ooshronr@pref.okinawa.lg.jp



【補助制度の概要】

○補助対象

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された鉄筋コンクリート造の戸建て住宅、長屋及び共同住宅で、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のもの）を含む。

○平成 24 年度から実施

- ・耐震診断補助：補助基準額と実施額の少ない額の 2/3 補助。
（補助基準額は、戸建住宅 90 万円、共同住宅は戸数に応じて最高 300 万円。）

○平成 25 年度から実施（予定）

- ・改修設計補助：補助基準額と実施額の少ない額の 2/3 補助。
（補助基準額は、戸建住宅 90 万円、共同住宅は戸数に応じて最高 300 万円。）
- ・耐震改修補助：補助基準額と実施額の少ない額の 23%補助
（補助基準額は、4.73 万円/㎡で、最高 2,000 万円）

○補助要綱、取扱要領は沖縄県建築指導課HP参照

<http://www.pref.okinawa.jp/kenshidou/cn16/pg356.html>

【補助事業に係る耐震技術者名簿について】

「平成 24 年度沖縄県民間住宅耐震診断・改修等事業に係る沖縄県耐震技術者名簿」
については、沖縄県建築指導課HP参照

<http://www.pref.okinawa.jp/kenshidou/cn16/pg356.html>

【問合せ先】

○平成 24 年度補助事業に関すること

- ・那覇市建築工事課 TEL098-951-3244
- ・浦添市建築課 TEL098-876-1234 代表
- ・うるま市建築指導課 TEL098-965-5601

○補助制度全般、耐震技術者に関すること

- ・NPO法人沖縄県建築設計サポートセンター TEL098-879-1020
- ・沖縄県建築指導課 TEL098-866-2413

民間住宅(戸建て、共同住宅)の耐震診断・改修の補助制度を創設しました。(平成24年度)

— 沖縄県からのお知らせ —

● 耐震診断から始めてください。

○ 補助金の対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に建築した鉄筋コンクリート造の戸建て住宅、長屋及び共同住宅で、店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの)を含む。

STEP1

耐震診断

- 窓口への相談
- 専門家(耐震技術者)への耐震診断の依頼

耐震診断とは？

耐震診断とは、建物が地震に対してどの程度耐える能力をもっているかを構造耐震指標等を算出することにより評価します。

補助金の額・・・戸建て住宅で最大60万円の補助金ができます。

下記補助基準額と実施額を比較して、いずれか少ない額を補助対象額とし、その2/3以内で補助します。なお、補助は市町村を窓口として実施します。(※平成24年度は、那覇市、浦添市、うるま市で補助事業を実施中。)

住宅の種類	補助基準額	補助率
戸建て住宅	90万円/戸 (評価機関の判定料を基準額に加算する。)	2/3以内
共同住宅、長屋住宅	90万円に、1を超える住宅戸数に20万円を乗じて得た金額を加算 (但し、300万円を基準額の限度とする。) (評価機関の判定料を基準額に加算する。)	2/3以内



STEP2

耐震改修設計

- 耐震補強設計
- 工事見積

耐震改修設計とは？

耐震改修設計とは、地震に対して建物が求められる耐力を確保するために、耐震診断の結果に基づいて、建物のどの部分をどのように補強するかを具体的に計画することをいいます。

補強後の建物の強さを決め、補強の箇所、方法、予算などを決めます。
工事見積は、改修設計に基づいて算出されます。
工事の期間、工事中の日常生活への影響などについても確認しましょう。



STEP3

耐震改修工事

- 工事契約
- 着工 ● 完成

耐震改修とは？

耐震改修工事とは、耐震改修設計に基づいて行う補強工事のことです。

工事の契約に先立って、設計図・仕様書・見積書に自分の希望する内容や価格が決められているか確認しましょう。

- 問合せ先： 沖縄県土木建築部建築指導課指導班(TEL098-866-2413)及び各市町村の耐震診断・改修窓口
沖縄県建築設計サポートセンター(TEL098-879-1020)